

愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）に関する「基本的な考え方」について【概要版】

1 公表の趣旨

- 1992年10月に開館した、愛知芸術文化センター栄施設（以下、「愛知芸術文化センター」という。）は、愛知県美術館、愛知県芸術劇場を設置する国内有数の大規模な複合文化施設である。愛知芸術文化センターの建物管理及び愛知県芸術劇場の運営（愛知県美術館の運営を除く。）にあたり、民間事業者のノウハウ等を最大限に活用するため、PFI法に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式（※1）を導入することとした。
- 「基本的な考え方」は、実施方針（※2）の公表に先立ち、県の考え方を整理したものであり、本事業の実施を周知するとともに、広く内容について意見を募り、実施方針に反映させることを目的とする。

※1 公共施設等運営権（コンセッション）方式：PFI法に基づき、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

※2 実施方針：事業内容や事業者の選定方法等を定めたもの。PFI法により、事業者の募集に先立って公表することとされている。

2 主なポイント

（1）事業の目的

愛知芸術文化センターについては、2014年度の愛知県芸術劇場等への指定管理者制度の導入を契機として、利用者サービスの向上や、より質の高い舞台芸術の創造・発信を実現した一方、充実した施設機能や名古屋「栄・都心部」という恵まれた立地を生かしきれておらず、美術館の企画展や劇場の公演時以外の人流が少なく、また、愛知芸術文化センターの存在感を十分に発揮できていない等の課題を抱えている。

さらに、愛知県芸術劇場については、主催事業の再構成や戦略的に公演を誘致する貸館事業の柔軟化により、劇場としてのブランドイメージやプレゼンスを一層向上させる余地がある。

こうした課題を解消し、開館30年を過ぎた愛知芸術文化センターの今後の一層の活性化を図るため、愛知芸術文化センターの建物管理及び愛知県芸術劇場の運営手法として、民間事業者のノウハウ等を最大限に活用することを目的として公共施設等運営権（コンセッション）方式を導入することとし、愛知芸術文化センターの建物と愛知県芸術劇場の運営・維持管理を一体化することにより、利用者サービスの更なる向上と効率的かつ効果的な運営を実現する。

(2) 事業の基本的な枠組み

① 事業方式

PFI 法に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式

② 運営権対象施設

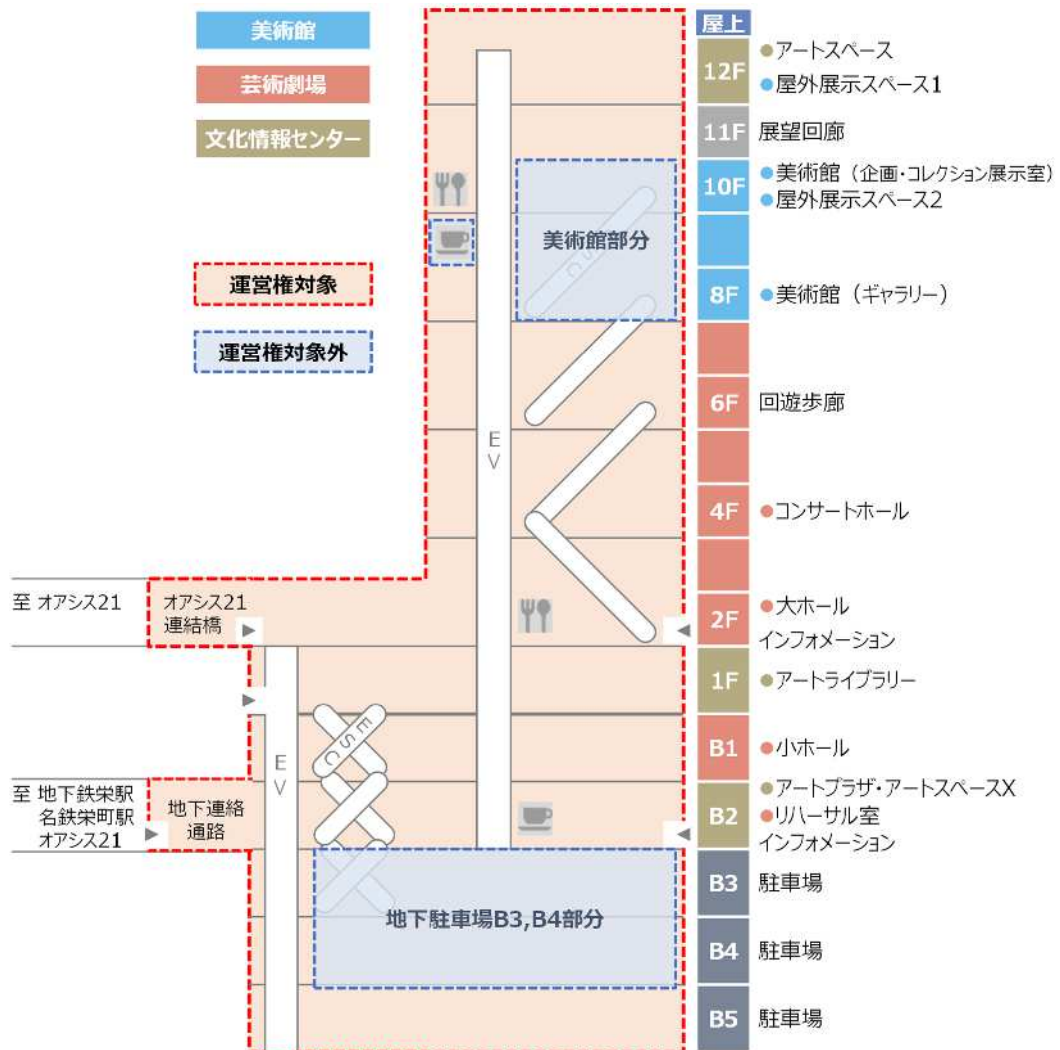
愛知芸術文化センター（愛知県美術館、地下3・4階駐車場を除く。）

- ・ 事業場所：愛知県名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号
- ・ 敷地面積：約 2.5ha

③ 運営期間

運営期間は 15 年以上を想定している。

図 運営権対象施設のイメージ



④ 業務範囲

業務範囲は以下のとおりとする。愛知芸術文化センターの更なる魅力向上や賑わい創出の実現に向けて、各業務の具体的な内容や追加的に実施すべき業務等について、応募者（「(3) ②応募者等の構成」に規定するものをいう。）からの提案を求めることとする。

業務の対象施設は、「(2) 事業の基本的な枠組み」の対象施設に示す運営権対象施設とする。ただし、以下のア特定事業の「愛知芸術文化センター全体の維持管理業務」については、愛知県美術館部分も対象とする。

詳細については、今後、募集要項等において示す。

ア 特定事業

統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務及び運営事業開始準備業務とする。

イ 任意事業

応募企業及び応募グループの構成企業、協力企業又はこれらが出資する会社（事業者を含む）は、本事業との相乗効果が期待できる事業について、関係法令を踏まえた上で、必要に応じて任意に事業を行うことができる。任意事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

ウ 留意すべき点

特定事業及び任意事業の実施にあたっては、県、愛知県美術館、公益財団法人愛知県文化振興事業団及び国際芸術祭「あいち」組織委員会が行う芸術文化事業について、施設の利用調整や広報協力等の連携が求められる。

特に、愛知県芸術劇場の運営にあたっては、公益財団法人愛知県文化振興事業団が行う業務と連携すること。詳細については、今後、募集要項等において示す。

なお、愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室及び公益財団法人愛知県文化振興事業団については、愛知芸術文化センター内に、引き続き事務室を設置することとする。

⑤ 利用料金

利用料金については、条例に従って事業者が設定し、自らの収入として徴収することを想定している。

⑥ 費用負担

特定事業の統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸

術劇場の運營業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務及び運営事業開始準備業務に係る費用のうち、実施契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することを想定（混合型）している。

事業者は、統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運營業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務及び運営事業開始準備業務について、県が定める上限額範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。県は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。

⑦ 運営権対価

上記の「⑥費用負担」の考えに基づき、運営権対価の提案を募る。

⑧ ガバナンス

県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する予定である。

(3) 事業者の募集・選定等

① 募集・選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する公募型プロポーザル方式の採用を想定している。

② 応募者等の構成

応募者は、「応募企業」又は複数の企業によって構成される企業グループ「応募グループ」とし、選定後は、特別目的会社（SPC）の設立を想定している。

3 今後の予定

「基本的な考え方」に対する意見募集は、2024年11月21日（木）正午まで受け付ける。提出された意見を踏まえ、外部有識者等で構成する事業者選定委員会での検討を経て、実施方針を策定し、2025年1月以降に公表予定。その後、事業者の募集手続を進める。